

随意契約理由書

工事名：一級河川 恩智川 応急対策工事（薬師橋上流左岸）

本工事は、令和元年度発注の一級河川恩智川改修工事（31-1工区）（薬師橋上流左岸）の施工に際して、土留め矢板に不測の変状が生じ、八尾市管理道路に亀裂が発生し、八尾警察署にて通行止めを行ったため、早急に出水期に向けての応急対策工事を行うものである。

変状した土留め矢板については、現地掘削に伴い徐々に変位が増加し、令和2年4月21日に35cmの大きな変位となったことから、直ちに堤防上面の道路を通行止めし、埋戻しと抑え盛土を実施して変位の抑制を図った。その後、舗装の打替えを行い、令和2年4月28日早朝に道路供用を再開している。

しかし、埋戻しと抑え盛土については、あくまで応急的な対策であり、計画断面での護岸が施工されていないことから、出水期で洪水等の外力を受けた場合、十分な安全性が確保できていない状況となっており、次期出水期までに継続的に変位計測を実施しつつ護岸工を完成させる必要がある。

また、同堤防道路は地域の生活道路となっており、利用者が非常に多いことから地元からも早急な本格復旧と安全の確保を求められており、今出水期明けから直ぐに護岸工に着手しなければならない。

そのため、出水期に向けて十分な安全を確保する応急対策工事を実施するが、(株)技研工業は、現場状況を把握し、早急に資機材の準備を行い現地着手することが可能、かつ狭隘な河川内施工ヤードなどの条件のある中で確実な施工を実施するための知識と技術力を有した唯一の企業である。

以上のことから、(株)技研工業から見積もりを徴取することとし、その見積もりが予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により、同社と随意契約を締結したい。